

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和元年9月2日(月)
開会 午後2時00分
閉会 午後2時30分
場所 みよし市役所 特別会議室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	伊豆原 要	委員	原田 重助
職務代理者	三浦 和夫	委員	内田 銑造

(書記)

総務部部長(書記長)	村田 信光	総務課副主幹(書記)	塚崎 仁
総務部参事(書記)	本田 靖	総務課主査(書記)	福上 慎吾
総務部次長(書記)	小野田 浩司	総務課主事(書記)	三宅 望

公開の状況 公開(一部非公開)

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

- (1) 専決処分について
- (2) 選挙人名簿定時登録(令和元年9月)について
 - ア 選挙時登録資格要件
 - イ 選挙人名簿登録数(定時登録)
 - ウ 在外選挙人名簿登録者数
 - エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
 - オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示
- (3) 個人演説会等の公営施設の指定について
- (4) 第25回参議院議員通常選挙の投票結果等について

3 その他

議題

名前	内容
小野田書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>はじめに伊豆原委員長より御挨拶をお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>< あ い さ つ ></p>
小野田書記	<p>それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題(1)専決処分について、書記より説明をお願いします。</p>
三宅書記	<p>議題(1)専決処分について、事務局より説明いたします。1ページ目を御覧ください。</p> <p>まず、御覧の表の点線で区切られました上段2名の方についてですが、こちらは在外公館経由で登録の申請をされた方々です。点線下段の方は、本市から国外転出届をされた際に在外選挙人名簿の出国時申請をされた方でございます。</p> <p>2ページを御覧ください。まず在外公館経由の申請のあった2人の方の被登録資格について確認をさせていただいた結果ですが、①が在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと。②が申請時に年齢が満18年以上であること。③が日本国民であること。④⑤⑥は欠格事項に該当しない方であること。⑦は転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3箇月以上申請人が住所を有していること。これら7点について本籍地の市区町村長に確認させていただきました。その結果、2人の方が全ての被登録資格を満たしていることが確認できました。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項に基づき、在外選挙人名簿に登録をさせていただきました。</p> <p>次に、出国時申請をされた方の被登録移転資格についてですが、①が申請時に年齢満18年以上であること。②が国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録がされていること。③が外務大臣による申請者の国外での住所が確認された意見がされること。こちらについては、申請者が申請書に記載した内容と、国外転出後に提出した在留届の内容が外務省の住所意見照会システムにて一致された場合、外務大臣に</p>

	<p>より意見が述べられる仕組みとなっております。</p> <p>これら3点について本市選挙管理委員会にて確認させていただきましたので、公職選挙法第30条の6第2項に基づき、本市の選挙人名簿から本市在外選挙人名簿へ登録の移転をさせていただきました。</p> <p>説明は以上です。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします</p>
内田委員	<p>登録の移転というのは、在外選挙人名簿に名前を移すということですか。</p>
塚崎書記	<p>当委員会において在外選挙人名簿の登録の移転は、今回が初めてとなりますので、登録の移転について補足説明をいたします。</p> <p>2ページ上段の表に記載の方は在外選挙人名簿の登録を、下段に記載の方は在外選挙人名簿への登録の移転を行った方となります。</p> <p>在外選挙人名簿の登録の方は、海外に転出した後に滞在先の在外公館に在外選挙人名簿の登録の申請をした方となります。これらの方は、みよし市の選挙人名簿への登録者でありましたが、海外に転出し、外国に住所を定めてから在外選挙人名簿への登録までに4箇月を経過し、みよし市の選挙人名簿から抹消された後に、みよし市の在外選挙人名簿に新たに登録されることとなります。</p> <p>一方で、下段の方は、みよし市の選挙人名簿への登録者であり、出国時に転出届をした際に、在外選挙人名簿への登録の移転の申請をし、転出後4箇月を経過する前に海外に3箇月以上お住まいであることが確認されたため、みよし市の選挙人名簿から、みよし市の在外選挙人名簿に登録を移転することとなります。</p> <p>出国後に在外公館で申請を行う場合と、出国時に申請を行う場合とで取扱いが異なることとなりますが、今回登録を行う3人の方がみよしの在外選挙人名簿に新たに名前が記載されることに違いはありません。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、御質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題(1)専決処分について、御異議ございませんか。</p> <p><異議無し></p>
伊豆原委員長	<p>御異議ないようですので、議題(1)専決処分については、承認された</p>

三宅主事	<p>ものといたします。</p> <p>続きまして、議題(2)選挙人名簿定時登録（令和元年9月）について、書記より説明をお願いします。</p> <p>議題(2)選挙人名簿定時登録（令和元年9月）について、事務局より説明いたします。</p> <p>3ページ目を御覧ください。令和元年9月定時登録における資格要件等について説明します。</p> <p>大きい1番ですが、定時登録の基準日は、令和元年9月1日（日）でございます。</p> <p>大きい2番ですが、定時登録の登録日は令和元年9月2日（月）、本日でございます。</p> <p>大きい3番の登録要件ですが、(1)、(2)のいずれの要件も満たす者が登録されることとなります。ひとつ目の登録要件として、国政選挙の選挙権のある者であることとされています。すなわち、日本国民であり、年齢満18年以上である者であることが要件となります。2つ目は、住所要件として、令和元年6月1日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民であることが登録要件となります。いわゆる3か月要件です。イについてですが、3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和元年5月1日から令和元年8月31日までに転出した者、すなわち転出後4か月以内の者については、表示登録者として登録がされます。また、ウについてですが、帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続きみよし市の住民であれば登録がされます。</p> <p>大きい4番の抹消者ですが、(1)から(3)のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。ひとつ目は、平成31年4月30日以前に転出したものです。転出して4か月を超えた場合は、本市の名簿から抹消されることとなります。2つ目は、前回の基準日から今回の基準日、つまり本日までに死亡した場合です。3つ目は、欠格事項に該当した場合です。</p> <p>大きい5番ですが、名簿に転出者として表示される者は、大きい3(2)イで触れた、令和元年5月1日以降の転出者となります。</p> <p>続いて4ページ目を御覧ください。こちらは、9月定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和元年9月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,483人、女23,174人であり、合計47,657人です。参考に、下表に前回の7月選挙時登録者数との比較を表しておりますが、男197人の減、女154人の減、計351人の減となっております。</p> <p>5ページ目を御覧ください。こちらは、投票区ごとの選挙人の数の</p>
------	--

	<p>内訳を表したものです。</p> <p>6ページ目をご覧ください。こちらは、世代ごとの選挙人の数の内訳を表したものです。前回の7月選挙時登録時の表を掲載しておりますので参考に御覧ください。</p> <p>7ページ目には、各投票区の7月選挙時登録と比較した、男女別の増減表を表したものを載せております。</p> <p>続きまして、在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。8ページ目を御覧ください。9月2日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男49人、女23人、計72人であり、前回の7月選挙時登録と比較して、男6人減、女1人増、計5人減となっております。</p> <p>9ページ目は、在外選挙人72人の在留している国の内訳でございます。</p>
福上書記	<p>10ページ目を御覧ください。こちらは、いつも登録の度に御報告させていただいておりますが、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1とされているため、その数は954となります。</p> <p>次のページを御覧ください。こちらは同じく地方自治法で規定されている議会の解散請求、議員の解職請求、市長の解職請求、副市長等主要公務員の解職請求及び教育委員会の委員の解職請求に必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1とされておりまして、その数は、15,886となります。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p>
内田委員	<p>みよし市選挙人名簿から351人も人数が減ったのですか。</p>
塚崎書記	<p>今回の登録者の増減数は、転入、転出が多い年度末と今回の登録者数を比較している前回の選挙時登録の基準日までの期間が関係していると思われま。</p> <p>年度末に転入、転出を行った方は、前回の選挙時登録が行われた7月上旬の時点で、転入を行った方は3箇月が経過しており、選挙人名簿に登録されることとなり、一方で、転出を行った方は4箇月を経過しておらず、選挙人名簿に登録が残っていました。転出を行った方が今回の定時登録までの間に転出後4箇月を経過することとなったため、前回の選挙時登録との人数の比較では抹消された人数が多い数字</p>

	<p>となったと思われます。</p>
<p>原田委員</p>	<p>18歳の人数も多く減っています。</p>
<p>塚崎書記</p>	<p>大学への進学等により転出された方も多かったのではと思います。</p>
<p>伊豆原委員長</p>	<p>それでは、御質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題(2)選挙人名簿定時登録（令和元年9月）について、御異議ございませんか。</p> <p><異議無し></p>
<p>伊豆原委員長</p>	<p>御異議ないようですので、議題(2)選挙人名簿定時登録（令和元年9月）については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題(3)個人演説会等の公営施設の指定について、書記より説明をお願いします。</p>
<p>塚崎書記</p>	<p>個人演説会等の公営施設の指定について説明します。資料は、12ページ、13ページとなります。</p> <p>公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用することができる公営施設を新たに指定するものです。</p> <p>今回指定する施設は、みよし市ひばりヶ丘のおかよし交流センターです。おかよし交流センターは、三好ヶ丘交流センターを廃止し新たに建設された施設です。</p> <p>公職選挙法では、個人演説会等に使用できる公営施設を第161条で規定しています。1点目が学校、公民館、2点目が地方公共団体の管理に属する公会堂、3点目が市町村の選挙管理委員会が指定する施設となり、13ページに本市の公営施設の一覧を掲載しております。</p>
<p>伊豆原委員長</p>	<p>ただ今、書記からの説明がありました。御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、御質問等なければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題(3)個人演説会等の公営施設の指定について、御異議ございませんか。</p>

伊豆原委員長	<p><異議無し></p> <p>御異議ないようですので、議題(3)個人演説会等の公営施設の指定については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題(4)第25回参議院議員通常選挙の投票結果等について、書記より説明をお願いします。</p>
塚崎書記	<p>第25回参議院議員通常選挙の投票結果等について説明します。資料は、14ページ以降となります。</p> <p>14ページの表は、今回の参議院議員通常選挙と3年前の第24回参議院議員通常選挙の投票区ごと、投票区内の行政区ごとの投票結果を並べた表となります。下の段が合計の数値となりますが、今回の投票率は、全体で56.34パーセントとなり、前回と比べ7.53パーセント低い結果となりました。愛知県全体でも7.23パーセントの減となっており、本市だけではなく全体的に低い投票率であった結果となりました。また、本市の56.34パーセントという投票率は、県内の市の中では、豊田市、新城市に次いで3番目の投票率であったとの結果も出ております。</p> <p>15ページ、16ページが年代別の投票者、投票率を投票区ごとに表した表となります。16ページの3段目が全体の数値となりますが、若年層である10代、20代の投票率が低い結果となっております。参考として、若年層の中でも18歳から23歳までの投票率を下段に記載してあります。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、御質問等なければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題(4)第25回参議院議員通常選挙の投票結果等について、御異議ございませんか。</p>
伊豆原委員長	<p><異議無し></p> <p>御異議ないようですので、議題(4)第25回参議院議員通常選挙の投票結果等については、承認されたものといたします。</p> <p>それでは、これもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。</p>

	<p>本日は、ご苦労様でした。</p>
--	---------------------